

目 次

○第1号（2月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）に ついて	4
閉 会	34

平成 2 7 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

2月3日 (火)

平成27年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成27年2月3日（火曜日）

議事日程 第1号

平成27年2月3日（火曜日）午前10時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	10番	岩田好雄君
11番	岸昭勝君	12番	早坂通君
13番	金井佐則君		

欠席議員（2名）

8番	松岡好雄君	9番	柳田キミ子君
----	-------	----	--------

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	総務課付課長	中島由美子君
基地・財政課長	山本比佐志君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	早川雅彦君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	新藤彰君
建設課長	清水喜代志君	上下水道課長	久保田勘作君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前10時30分開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回榛東村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

この1月27日から沖縄県に行政視察に行っておりまいました。ちょうどことは、沖縄戦、太平洋戦争から70年の節目を迎え、あの戦争が忘れられようとしています。戦争の悲惨さを知らなければ、平和のとうとさもわかりません。

沖縄は、壮絶な地上戦が行われた唯一の場所で、多大な犠牲者が出ました。この戦争の悲惨さの上に今の日本の繁栄があることを決して忘れてはなりません。

我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つためには、現状、自衛隊とアメリカ軍の軍事的抑止力に依存するしかありません。

その必要な基地は、騒音問題もあり、一般的にどこも受け入れを望むものではありませんが、国家的見地からは、どこかが引き受けなければなりません。

基地問題の難しさは存在している以上、甘受しなければなりません。他方で、圧倒的に多くの、基地が所在しない地域が、安全保障効果を楽しんでいるところであります。

沖縄には、視察で訪れた嘉手納基地、普天間飛行場等在日米軍施設の74%が集中しており、過酷な負担を強いられております。視察先では多くのマスコミがおり、沖縄基地問題の重要性につきまして改めて思い知らされておりますし、その負担については、国民全体の共有すべき課題であると考えております。

それでは、本臨時会に提案されます議案についてですが、既にお手元に配付されている議事日程にありますように、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）となっております。

議員各位におかれましては、十分に審議願ひ、適正妥当な議決を達せられますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

それでは、平成27年第1回榛東村臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

なお、本日は松岡好雄君、柳田キミ子議員が欠席したいとの届け出がありました。これを許可いたしました。

本日の出席議員は11名であります。

よって、地方自治法第113条の定足数の規定に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席です。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

1 番清水健一君、2 番松井保夫君、本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期の決定について

○議長（金井佐則君） 会期の決定について、議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日3日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◇

◎日程第3 議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案に対しては、岩田好雄議員ほか賛同者1名から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案にあわせて議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、地域創生ふるさと応援事業及び北小学校整備事業に伴う歳入歳出などを

お願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

18款寄附金、補正額2,964万円、計7,554万5,000円。1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金、補正額351万3,000円、計6億6,141万5,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額127万9,000円、計5,976万9,000円。4項雑入、補正額127万9,000円、計5,533万6,000円。

歳入合計でございます。補正前の額58億8,420万5,000円、補正額3,443万2,000円、計59億1,863万7,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額2,764万2,000円、計9億2,078万5,000円。1項総務管理費、補正額2,764万2,000円、計7億6,118万8,000円。

3款民生費、補正額150万円、計18億3,034万4,000円。1項社会福祉費、補正額150万円、計11億7,265万3,000円。

6款農林水産業費、補正額ゼロでございます。計8億2,377万4,000円。1項農業費、補正額ゼロ、計8億3,030万5,000円。

8款土木費、補正額54万円、計4億1,474万4,000円。4項住宅費、補正額54万円、計670万1,000円。

10款教育費、補正額475万円、計9億2,306万1,000円。2項小学校費、補正額475万円、計2億4,011万1,000円。

歳出合計でございます。補正前の額58億8,420万5,000円、補正額3,443万2,000円、計59億1,863万7,000円でございます。

5ページから6ページは、歳入歳出事項別明細書（総括）でございます。説明を省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

上の枠、18款1項1目寄付金、補正額2,964万円は、説明欄にある一般寄付金で、地域創生ふるさと応援事業によるものでございます。

真ん中の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額351万3,000円は、説明欄にある財政調整基金繰入金は156万1,000円の減、義務教育施設整備基金については507万4,000円を繰り入れるものでございます。

下の枠、21款4項4目雑入、補正額127万9,000円は、説明欄にある農業機械導入事業負担金でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

2款1項6目企画費、補正額2,764万2,000円は、地域創生ふるさと応援事業でございます。主なものは、11節需用費113万円、13節委託料2,060万2,000円。

次のページをお願いいたします。

17節公有財産購入費500万円は、米等保管倉庫購入費を計上させていただくものでございます。

真ん中の枠、3款1項2目老人福祉費、補正額150万円は、12節役務費で相続財産管理人選任予納金を計上させていただくものでございます。

下の枠、6款1項3目農業振興費、補正額はゼロでございます。説明欄の補正額の財源内訳と節間を組み替えるもので、財源内訳のその他の127万9,000円は、歳入でご説明しました農業機械導入事業負担金で、同額の一般財源を減額するものでございます。節欄の組み替えは、18節備品購入費383万8,000円は、耕作放棄地対策事業で、次のページをお願いいたします。

貸与備品、同額を計上させていただくものでございます。19節負担金、補助及び交付金は、同額の補助金を減額するものでございます。

下の枠、10款2項3目学校建設費、補正額475万円の主なものは、15節工事請負費429万6,000円で、北小学校整備事業の体育館東擁壁工事におけるのり面崩落防止及び水道仮設・本設復旧工事費を計上させていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、課長のほうからご説明がございましたけれども、補足として私のほうからさせていただきます。

11ページの17節の公有財産購入費でございます。これにつきましては、皆さんもご存じのように、政府が暮れに、ふるさと創生の補正をするということで議決をされ、今回、1月よりその説明がなされてきたわけでございます。1月29日にその説明がありまして、30日に職員にその伝達をしたところであります。

そんな中で、今回出てきたふるさと創生には2つの目的がございます。1つは経済対策、2つ目が人口減少対策、その2つを目標に国が進めてきた中の補正というふうに受けとめております。

人口対策については、既に会議を持ちまして、各課にその指示をしたところでございます。また、経済対策にしても、そういった手を踏んだ中で、今回、9月から創設しておりますふるさと納税の対応として、今回、この事案が対応できるんじゃないかということで精査をしましたところ、その対応にあるんだというものが確認できたところであります。

そしてその中で、先般、農業者の方約70人を、2日間に分けまして、その対策を講じた中で、どうしてもことしよりは来年度の米を、うまくリピーターを逃がさないようにしたらどうだというようなお話の中で、今回出されました米の保管庫ということで、一律した環境の中で、ふるさと応援事業の中のお礼品として提供していきたいと、こんなふうに村民の方から要望がございました。

その中で、今回、その受け皿として、この500万円の財産取得を出ささせていただき、その財産取得をした中で、ふるさと創生の事業案件の10分の10という事業を施していきたい。具体的には、保管庫の中に、連動した中で、精米機、それから、お礼品として送る製品をつくり上げる、そんなスペースが要じゃないかということで今回上げさせていただいたわけですが、細かいことについてはまた係のほうから、皆さん方から質問があればお話しさせていただきますけれども、十分な審議をしていただきまして、議決していただくようお願い申し上げます。

なお、このふるさと創生事業としては、補正でございますので、急いでいるとか何とかというお話もございますけれども、もうこれはどンドンと進めていかなければならない事案でございますので、今回取り上げさせていただいたのは、その国の事業に乗った中で、村の農家の人たちにその対策を施していきたいと。それと同時に、ふるさと納税の効果も上げていきたい。それと同時に、農家の人たちの収入増となるように努めるようにしていきたいと、こんな対策費でございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由並びに村長の補足説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） まず、中島課長にお尋ねしますが、ふるさと納税制度が1月から改正されたというふうに聞いておりますが、その主な内容についてご説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいま早坂議員のご質疑につきまして回答させていただきたいと思っております。

ただいま国会で審議中で、決定ではございませんが、おっしゃるとおり、ふるさと納税制度の変更点が明示されております。今までは、寄附金控除証明書という形で、村から村長印を押して発行したのに対して、確定申告を個々で行っていただくというようなことで、節税・納税効果が得られるということでございましたが、今度の改正では、郵便局に備えつけの振替用紙というものを使っただいて、その半券を持って寄附金の控除申告ができると。なおかつ、一般給与者にあつては、会社の給与担当にその郵便振替の半券を出すことによって、生命保険と同じような形で寄附金控除が受けられるという方法になるそうです。

それとともに、還元率、寄附金1万円いただいて、どのくらいその寄附者にお返しするかというような部分も議論をされてまいりましたが、国においても、やはりそのことに明言するのは、自治を犯すといいたいまいしょうか、自治に任せるということで、還元率についての明記は今回ないようでございます。

しかしながら、今度は、所得税で減税、住民税で減税というシステムを、全て住民税のみで扱えるというような形になっております。そしてなおかつ、今の上限額の2倍というような形のふるさと納税制度というのが拡充される見込みの審議がなされております。そういったことも踏まえまして、事務連絡が総務省自治税務局市町村税課から25年9月13日付で出ております。

ふるさと寄附金制度、いわゆるふるさと納税に係る事務の取り扱いについてということで、このふるさと納税制度、他の自治体に寄附ができるというような楽しみも一つあるというようなことから、寄附金の使い道について、寄附者が寄附金の使い道を選択できることが寄附につながると8割強が回答されていると。ふるさと納税研究会報告書というものにつきまして、地方団体に対し寄附を行う納税者は、基本的に自分の寄附金がどのように使われるかという点に強い関心を持っていると指摘されています。寄附の一層の促進、今、早坂議員がおっしゃるように、この改正をもちまして、なおかつ、ふるさと納税、この寄附金が一層促進されるためには、村は引き続き、寄附者が寄附金の使い道を選択できるようにすることが効果的であるという答申が出ております。

本村においては、お示ししておりますように、5つの使い道を明らかにしてございます。そして、その結果として、寄附金の使い道を公表していない団体は、寄附金の使い道を公表することで、あわせてふるさと納税を促進するというような市町村税課長通知が、事務連絡が出ております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今、大体、今の説明でわかったわけなんですけれども、私がつかんでいる情報の中で、かいつまんで言うと、簡単に言うと、要は、控除額が、つまり倍になるということですね。つまり、もっと平たく言うと、控除額ですから、ふるさと納税をすることによって、例えば例があるんですが、年収500万の世帯が、3万円ですか、3万円を……、ごめんなさい、こっちでいきましょう。夫婦と子供1人で年収400万の世帯の場合は、減税額が2万円から要するに4万円になると。つまり返ってくるお金が、2万円から4万円返ってくる、倍になって返ってくるという制度改正がされるわけですね。

それともう一つ、確定申告がなくなると。とりわけサラリーマンがこのふるさと納税をする際のネックになっていたのが、確定申告というのがあったらいいんですね。サラリーマンはふだん確定申告しないで済むわけですから、ふるさと納税をすることによって確定申告をするのが面倒だなどというので、しないサラリーマンもかなりいるだろうと。そういうことでもって、今度、確定申告をなくそう

ということで、政府としては、このふるさと納税制度をさらに拡充していきたいという思いで、こういう改正がされるわけですね。

皆さんもご承知かと思うんですけども、私、今回、テレビの番組を2つ、ふるさと納税に関する番組を2つ見ました。それでわかったことは、要するに、8年前の安倍政権のときにこの制度はできて、そのつくったときの目的は、要するに、東京など大都市に税金が一極集中しちゃうやつを地方に移そうと、税金をね。そういう発想から生まれた制度らしいんですね。それで、この間いろいろな形で、今は主に、お礼品として半額ということで、それぞれ地域の特産品をお礼品として送ってということで、今、全国的に、このふるさと納税をどうやって村の活性化に生かすかということ、全国の自治体が知恵を必死になって絞っているところなんですね。

私も、先ほどの2つの番組というのは、1月26日にNHKの「クローズアップ現代」で取り上げていました。それと、2月1日、BS6チャンネルの「ニュース深掘り」でも、このふるさと納税を取り上げていました。

改めて私は思ったんですけども、このふるさと納税の特色は3つあると思うんですね、大きく言うと。1つは、だから、村の財源の確保、2つ目は地域産業の活性化、3つ目は榛東村の知名度を全国に広める。これをうまく活用することによって、村の活性化、今言われている人口減少などを食いとめることをしていくことを考えなくちゃいけないと思うんです。

そこで私が考えたのは、これはやっぱり行政だけに任せるのではなくて、やっぱり議員としての私個人もいろいろなアイデアを考えて、それを提案するくらいにしないでなくちゃならないんだなというふうに改めて考えた次第であります。

そこで村長にお尋ねします。

先ほども職員にはいろいろアイデアを出すようにというふうに話がありましたけれども、改めて、このふるさと納税をどうやって生かしていくかというアイデアを全庁的に募集する必要があると思うんです。なおかつ、ふるさと納税だけに矮小化するんじゃなくて、もっと大きく考えれば、先ほどから出ております人口減少、なおかつ、村の活性化、こういうことをするためにはどういうふうにしたらいいかというのを、もうこの際、本当に真剣に、全庁的にアイデアを募集していくべきだと思うんです。

それには、ただアイデアを出してくださいというふうに村長が言っても、なかなか出るものじゃないと思うんです。やっぱり職員がアイデアを出しやすいような仕掛けをしなければならないと思うんです。

昔の話になりますけれども、中之条では、5人だったかな、5人ぐらいの職員が集まって、村の活性化のために何かの調査研究をするということを決めて、それを村に申請すると、たしか、その研究調査費として5万円、そのグループに出すという制度があったらしいんですよ。

それがいいとかどうかは別問題として、だからそういう、ただ口で職員にアイデアを出してください

い、出してくださいと言うんじゃないくて、やっぱり具体的な何か仕掛けを考えて、職員からもいろいろなアイデアを出してもらって、やっぱりこれ、全庁的に、全村的に取り組んでいく課題だというふうに思うんです。

ひとつ、村長、その辺のお考えはどうですか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 早坂議員のおっしゃるとおりだと思います。いつですかちょっと申し上げたんですけども、我々が一生懸命やってもだめだし、それから職員が一生懸命やってもだめだし、それから議員が一生懸命やってもだめだと、やはりその3つが重なって、いろいろな知恵を絞った中で進めていくのが、一番、私は効果があるというふうに認識しております。

そんな中で、前に少子化対策の中で、村の職員に1人ずつに問いかけたことがございます。というのは、私がじかに問いかけたわけじゃないんですけども、命令として問いかけたんですけども、少子化対策について、いろいろな考えがあったら上げてみろよというお話をさせていただきました。そしたら、1カ月しない間に105件、職員からいろいろな提案がございました。それで、今、それを精査して、子育て支援のほうに役立てたいと、こんなふうに思っております。

それから、今回のこのふるさと納税についても、先ほど創生事業が始まったということであると同時に、1月1日に新しくその機構の中で課長も設けまして、誠心誠意努力して、村民のためになるんだということで機構改革もしまして、その中で、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、人口減少対策については、減少対策委員会というものを設けまして、もう既に発足し、それは機能し始めております。

それと、今回の経済対策のこの事業については、ふるさと納税の事業に対しては、課長ができましたので、それを中心に、各課ごとに併任を、まだ出していないんですけども、この間、話はしたんですけども、職員に課長から選んでもらって、併任をしていただき、その人たちをその課に何度か会議を持ちまして、いろいろご意見を聞いて進めていく。そういう中で、今回、このふるさと納税の中の500万の米保管庫の事業が、前にも出ていたんですけども、これはどうしても、先日、米農家のお話を聞きましたら、必要であるし、それから私も必要だという認識の中で、今回上げさせていただきました。

そして、この制度は国の制度ですから、いつやめられるかわかりません。しかし、私としては、この地域の農家の人たちを守るために、そしてまた、農家の人たちが今まで以上に暮らしよくなるために、利益を得るために、やはりこういった制度を今の補助金制度の中で活用して、それを後世に残していきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) ぜひ具体的なアイデアを出してもらおう仕掛けを執行として考えて、多くのアイデアを出していただいて、それを吟味して、村の活性化に役立ててもらいたいというふうに思います。

それで、ちょっと度忘れしちゃったので、すみません、またします。終わりです。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

6番松岡稔君。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 6番松岡稔です。

11ページの6款、3目の農業振興費のことなんですけれども、先ほど2常任委員会で、課長の説明で、トラクターを買うという答弁がありました。41馬力ということなんですけれども、これ、私の考えであれなんですけれども、これ小型特殊ではないと思うんです。

それと、この機械化組合に2年間で貸し出す。前のときのマニアスプレッダ、あの組合が、たしか5人だと記憶しております。それで、そのときのマニアスプレッダの経営状況だとか利用状況だとかを前の課長さんにあれしたときは、途中だったんです。

今、どのような機械組合の状況か、これが小型特殊で乗れるのか、その説明をお願いします。

○議長(金井佐則君) 新藤産業振興課長。

[産業振興課長 新藤 彰君発言]

○産業振興課長(新藤 彰君) それでは、松岡稔議員さんのご質問にお答えします。

まず1つは、運転免許については小型特殊でございます。

それから、2年間の実績ということでございますけれども、村のほうへ、これは別の、補助団体じゃございませんので、任意ということで機械化組合が行っているわけでございますけれども、村で報告を受けている直近の数字を申し上げますと、25年3月1日から26年2月28日までということで、総会の決算ですかね、昨年5月21日に行われた資料でございます。これについて申し上げますと、現在の人員が6名ということでございます。それから、マニアスプレッダが289回ということで、29万6,000円ということで、これは申し上げていいかどうかわかりませんが、収入と支出の関係でいきますと、25年度決算でいきますと27万8,699円の黒字が出ているということで、これに伴う、20万円ですかね、については、機械の更新等の積み立てに使用するというので報告を受けておりますので、そういったことで、26年度中の現段階の動きについては、全く任意団体で動いているものですから、そこまで村のほうで報告を求めておりませんが、そういったことで、25年度については、289回、29万6,000円ということで決算のほうで報告されております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 私のこの聞いた話によると、先ほど課長が大きさを言ったんですけども、ちょっと私の頭の中では、それは小型特殊じゃなくて大型特殊になると思います。その辺、ちょっと調べたほうが私はいいと思います。貸与して、みんな小型特殊だと思ったら大特だった。

それと、2年間の貸し出しという答弁があったんですけども、説明だったんですけども、2年間に過ぎたらその後どうなるのか、その辺もお願いします。

○議長(金井佐則君) 新藤課長。

[産業振興課長 新藤 彰君発言]

○産業振興課長(新藤 彰君) 今、免許について再度精査してみたいと思うんですけども、基本的に2年間ということですけども、これについての目的は、ふるさと創生もありますけれども、安定した農業の経営の供給というんですかね、販路拡大ですかね、あるいは、来年度以降考えなくちゃならないのは、農業委員さんにもお話しはしているんですけども、農業者を育成するプログラムみたいなものをつくらなくちゃならないんですよ。その中で、全体の人口の7%か8%しか、農業者はいないわけですよ。その人たちが効率的に農業を営むために何をするかということになりますと、やはり機械などを買って、できるだけ、素人の方々でもできるような、そういったものをつくっていくというような形になりますので、いずれにしても、この2年間という形は、当初の段階で決めているんですけども、明文はされていますけれども、継続して使っていただくと。ただし、この機械化組合が、例えばやめてしまうとか解散するということになった場合については、村のほうへ引き上げて考える。あるいは農協と連携して、使える方法も考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 2年間過ぎても継続的だという話を聞きました。

それと、これでこのトラクターを導入して、先ほども地域創生の話が出ましたけれども、耕作放棄地対策ということで、あいている水田をやりたいといった場合だとか、それが、今、減反政策がありますよね。そういうふうに触れて、何かの補助金が、減反を達成していないからカットになるとか、前に過去にそういう事例がありました。そういうのに触れるのか。

それと、今、先ほどJAと協議してという話が、課長、ありましたけれども、JAにもジョンディアというちょっと大き目のトラクターがあります。トラクターは大きくて、榛東村の農地にはちょっと合わないという話も聞いております。

その辺を、どうなるのか、減反政策のことにも説明をお願いします。

それともう一つ、先ほどの地域創生のあれで、村長が言っていた、農家の応援と経済対策と人口対策等があります。この間の上毛新聞の、群馬をもっと元気にという折り込みの中に、地域循環農業支

援とあります。その次に、人づくり対策、生涯現役のシステムというのがありますけれども、この説明もあわせてお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 新藤課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 産業振興については2点ほどかなと思うんですけども、まず1つ、機械の関係が、大型でどうかということにつきましては、実際のところ、松岡議員もご存じだと思うんですけども、これは機械化組合が計画をして、農家に役立つということ、要望を得た中の制度でございますので、その辺については、今回トラクターを買うわけですけども、当然、利用して、耕作放棄地対策になるという一つの予測のもとに、村も補助するということですので、あくまでも機械化組合のほうに考えていただいてやっていただくということだと思います。

それから、農家の応援ということなんですけれども、先ほどからくどくなりますけれども、これからフレッセイさんとかJAファーマーズとか大型店が榛東に相当出てきます。そうしますと、野菜も含めて全くもう足りない状況が出てきちゃっているわけですね。ですから、そういったことを考えていきますと、やはり農家の応援もそうですけれども、やはり大規模にやるものもあれば、あるいは小規模にやっていくものがあるかと思うんですけども、そういったものを複合的に農家の経営を立て直していく時期に来ていると思っています。

やはりふるさと納税というのは、まあわかりませんが、これがどこまで続くかと心配されている方もいらっしゃるんですけども、やはり産業振興としての農業は地固めをして、販路を確実に確定していくと。いつになっても揺るがないような農業のシステムづくりをいち早くつくると。それをやはり今までちょっとおろそかにしていたのかなと思っていますので、それと、販路がないということとを今まで懸念していた農家も非常に安堵したわけですけども、逆転して販路がいっぱいできてしまったわけです。そこをいかに供給していくかというのを考えていくのが産業振興かなと考えておりますので、そういったことで、農家の方と連携しながら、7%の人口の中でいかに、高齢の方も相当おりますけれども、若い人たちを取り込みながら、耕作放棄地、あるいは販路拡大、また物の供給というような形を一日も早く確立していくというのが急務かなと考えています。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 今、松岡議員のご質疑、説明させていただきます。

ただいま、農業の活性化と、あと上毛新聞関連の書類についてお尋ねがございました。まずもって、先ほど早坂議員のご質問の中にもありましたように、このふるさと納税制度、榛東村のふるさと納税制度、従前は基地・財政課においてやっておりました。それは、榛東村という名前について応援してくださる寄附をいただいていた。このたびのふるさと応援事業、地域創生のふるさと納税制度につきましては、榛東村にある特産品、お礼品、企業の品物に対しまして魅力を感じていただいた方、どう

ぞ榛東村へご寄附をくださいというようなご案内になっております。それができるというのは、クレジットカード方式とソフトバンクさんのホームページを使ってということで、全国、皆様が行ってこられました沖縄の津々浦々、北海道の津々浦々からもご寄附をいただいている次第でございます。

その中で、そういったホームページに載せるようなお礼品がどこにあるかと考えたところ、従前のとおり、ハムとワインでございます。ハムとワインだけで、果たしてどのような金額の寄附をいただけるかという中に、次に考えるのは、先ほど産業振興課長が申し上げました、7%の農業者が行われている、特に米。米が生涯現役システムというのは、米は一旦植えてしまいますと、収穫までほとんど水見という作業の連続でございます、かなりの高齢になってもできるということは、私が申すまでもないと思いますが、この米につきまして、松岡議員おっしゃるように、減反政策が1971年、昭和51年から農林省主体の官僚的方法で続いてまいりましたが、2004年には食糧法が改正されまして、農業者主導になったわけでございます。

そして、しかしながら、今現在の減反政策と呼ばれていますものは、それにのっとった方のみ、政府米の買入れを受けていただくと。政府米と今は呼びませんが、農協が買入れられる方たちというのは、一概に言うその減反政策をされている方でございます。

そして、政府の米の買入れ量というのは、現在100万トン以下に減らされております。この100万トンというのは、政府が、これを価格維持から緊急時の備蓄に対するもの、先ごろ榛東村でも防災の倉庫を1,000万ほどで建てましたけれども、緊急時のための備蓄にしかありません。そういったことから、その米をどうしようかということから、その今回の米のブランド化が始まっております。

その中で、その保管庫なり、産業振興課長がおっしゃる機械化によって、耕作放棄地を、米をつくれるところをつくる、野菜をつくる場所は野菜をつくるというような政策と相まっておりまして、米の目揃い会の中で全員の方が回答してくださったんですけども、必要とする、保管庫が必要とされる方は89%、不要という方は0%、どちらとも言えないということでございますが、ただいまの質問の中の生涯現役システムというのは、一番簡単な農業でありながら、古来の水稲というものをより長年にわたって農家の方たちができる方法論ということで、ご案内させていただいております。

以上、説明申し上げます。

○議長（金井佐則君）　ここで答弁者に申し上げます。

質問のあった内容、質問のところだけ説明をお願いし、やさしく、わかりやすく、端的な答弁をお願い申し上げます。

ほかに質疑ございませんか。

5番小野関武利君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君）　5番小野関であります。

10ページの企画費の中の11節の需用費、その他消耗品費で109万1,000円のところでありますけれど

も、先ほどの委員会の中で、時間がなくて説明を求められなかったんですけども、中島課長の説明の中で、口頭説明の中で、村内外のお米という表現がありました。村外のお米ということになると、それはちょっと問題かなというふうに思っておりますので、その辺のところを詳しくお話し願いたいのと、一応3問ということなので、ふるさと納税についてももう少しお尋ねしたいと思っております。

ふるさと納税にあつては、目的を掲げて、それに賛同する人たちから納税してもらおうというのが建前だというふうに思っております。要領にはその目的が書いてあるのかなと思っておりますが、さきの説明会のときにその要領を回収されてしまって、その中身を覚えていないんですけども、榛東村のホームページ、「さとふる」の中に納税の使い道というのが掲げられております。その目的は、そのホームページの税の使い道のところと同じかなというふうに思っておりますが、それでよいかどうかということと、そのホームページに掲載されている内容が、自分は頭が悪いのでよく理解できない部分もありますし、具体性に欠けているというふうに思っております。

ましてや、その部分においては、総花的といいますか、税として使える部分がそんなにあるわけじゃないので、少額の部分をあちこちにばらまいてしまつては、税の投入効果というものが図れないというふうに思っているところでありますので、ふるさと納税の使い道について、ホームページに載っている部分、見直す考えはあるかどうか。

以上3点をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいま小野閣議員の質疑に対して回答させていただきます。

まず1点目は、11節の村内外の米の内容についていかがかというご質問でございました。

先ほど農業の振興というお話がございましたが、榛東村だけの水田に米がたわわに実るということも想定範囲ではございますが、食料自給率を考えますと、40%ということで、榛東村だけのお米で村内在る、その先のお話でございますが、そういったことも考えますと、地域全体でやるとなると、榛東村のお米だけというくくりで、なおかつ、先ほどの減反政策を守っていらっしゃる2名の方が農協へ出荷をされていると。農協から購入すると、村内外というのは、榛東村の地元の北群渋川農協から購入させていただいております、他の個人からは買っておりません。

このお礼品に対しての寄附という制度でございますから、お礼品がないことにはご寄附もいただけないというようなくくりもございます。そういった農業の活性化、榛東村の水田のみならず、地域、この周辺のまず北群渋川という榛東支所を通じてお米があるかないかということ。なぜかといいますと、検査をしていただくというような都合の中で、農協からも、こちらの米も買ってくれないかということもございました。

そういった中で、約1,400袋ありますが、そのうちの500袋近くを村外から買っております。村外の分につきましては、当然ながら、1袋当たり500円の減額といいましようか、差をつけております。

そういう形の中で、51節の最終的なお米の金額を確定させていただいたということが、1点、回答させていただきます。

続いて、目的を掲げてという質問でございますが、ホームページのものと、榛東村のこの前見ていただきました要領のものというのは同じでございます。

そして、総花ということでございますが、もともとの榛東村にあるふるさと納税制度、基地・財政課で所管しているものにつきましては、それよりも少し広く広げた内容でございますので、どちらかという、踏み込んだ形を2つ目ということでしております。それでよいかというご質問でございましたので、ホームページに掲げているものを見ていただいて、寄附者に選んでいただいて、その中でふるさと応援事業というものが、50%、12月までで約2,100人の方々が、ぜひ八州高原の源流と里山を生かし、自慢の農産物、特産品などの創出、生産を応援し、活力ある農業、地域産業の育成、振興へ活用してくださいということでいただいております。そのほか、ご案内のとおり、あと5つございます。それは割愛させていただきます。

そして、このふるさと納税制度の寄附使途の指定ということで、この内容について変える考えがあるかという想定でございますが、このふるさと納税制度、今まで基地・財政課でやっていた榛東村というもの、そのようなふるさと納税制度も幾通りも選べます。今回はそのお礼品に特化したということ。逆にこの次は、医療に特化したふるさと納税制度、そういったものの可能性が、今回の国の制度改正も含めてあります。知恵比べというようなこと、早坂議員のほうからおっしゃられました。そういうような形で、ふるさと納税制度、幾通りかのものもつくれることも可能でございます。

以上、説明をさせていただきました。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 今の説明の中で、お米についての話で、村外のお米も500袋というような話ですよ。これはふるさと納税の根幹を揺るがす話だというふうに私は思っております。やはり村の産物でなければ、村の産物ですよということでホームページでも紹介して、それを納税していただく人たちにお礼品として返すわけでありますから、よそのまちの米をその中にまぜてしまったら、これは詐欺行為に当たるかなというふうに、納税者をあざむく行為だというふうに思いますので、そこはぜひなくしてもらいたいなというふうに思っております。

それから、税の使い道のところで、具体性に欠けるよという話の部分、先ほどしたわけでありませうけれども、やはりもっと目に見えるような形での表現にそこは変えていただきたいなというふうに思っているところであります。

それから次に、今回の補正で、7,550万ほどの納税を見込んでいるところでありますが、お礼品や経費もろもろ差し引いて、ほぼ20%は税として使えるものが残るといった想定のもとに発足しているというふうに理解しております。

そこで、7,500万ということになれば、20%、1,500万は税として使える状況にあるのかなというふうに思っているところではありますが、今回の倉庫ということでの500万を差し引いても、1,000万は残る話になろうかと思っているわけでありまして。そんなところで、その残った1,000万円についての使い道をお示ししていただければというふうに思っているところでもあります。

それからもう一つは、やはりふるさと納税された方々に対して、このように税が使われて、こういう成果がありましたよというような情報を流す必要もあろうかというふうに考えておりますので、その辺のご検討をしている部分があればお示し願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいまの小野閣議員の質問に対して回答させていただきます。

1点目のお米、村外のお米を扱った場合、榛東村のものと勘違いするのではないかというご指摘がございました。全て適正な表示を行っております。榛東村のものは榛東村産と書きまして、榛東村であっても、JA北群渋川を通して買ったものについては群馬県産という仕切りで、全て適切な表記をしております。

それで間違うんじゃないかという考え方でございますが、ホームページの中で、榛東村産のものは榛東村産、群馬県産のものは群馬県産と表記した上で申し込みをいただいております。なおかつ、お送りする製品についても、全てそのような記載になっておりまして、北群渋川さんのお米、榛東村のものも入ってございますが、そのものについては榛東村という表記をしております。1点でございます。ですので、もし差し支えがなければ、その詐欺という言葉は訂正等をいただければ幸いです。

2点目、ふるさと応援事業、今回の応援事業、7,500万円の歳入を上げさせていただきましたが、そのうちの約20%程度は手残りとして残るのではないかと、そしてそれが納税の税として使えるのではないかと、まさにそのとおりでございますが、その20%について、先ほど小野閣議員がご案内いただきましたように、ホームページであります6つの事業、6つ目は、その他目的の達成のために必要な事業というくくりになっておりますが、その事業に充てる費用でございます。全て予約つきと言うとおかしいんですが、寄附者の希望が出ております。

そして、総花で具体論に欠けるということでございますが、12月の広報で出させていただきましたように、一点一点、どのようなことに使っていただきたいという強い希望があります。そして、当然ながら、ご指摘のあった、情報を流して、いただいた寄附金がどのように榛東村で使われているかということスピードを持って公表して、それを見ながらまた次の一手、次の寄附をしていただくというようなこと、小野閣議員のご指摘のとおりでございますので、今は広報とホームページを使って公表しておりますが、できたらこの保管庫につきましても、一番上のふるさと応援事業、その農産物の創出というところのご希望が50%を超えておりますので、その7,500万の20%に当たる1,500万分のう

ちの500万、保管庫を買いまして、ここで皆さんのお米を精米したり保管させていただいて、1年間、おいしいお米として保管させていただきますというような案内。なおかつ、その保管庫については、そういう全国の皆さんからいただいた保管庫というようなネーミングをいたしまして、それもまた戦略としてお示しをしまして、今度、榛東村へ来たときは保管庫に寄って見てくださいというようなご案内をしたいなど、そういう計画をしております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小野関議員が心配されている1点について、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

ふるさと納税のお礼品がネットでいろいろ文言で出ているという中で、ふるさと納税をされる方の誤解を招くんじゃないかというご指摘でございます。私も常々見ているんですけども、誤解を招くところでもないですけども、誤解を招くようなところもあるということで、先般、そういうものについてもう一度、お礼品についてのインターネットでの文言を見直せということで指示してありますので、もうしばらく待っていただいて、また見ていただいて、またご指摘のところがあったらぜひご指摘をしていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） どうあれ、納税される方々も含めて、誤解を与えないような表記、それからその募集の仕方をお願いするとともに、村として生活費が足りなくなったから納税をお願いしますといった話じゃないわけでありますから、村の生活費で消えてしまったというようなことのないよう、成果の部分についてもひとつはっきり示せるような形での対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それから、小野関議員が先ほど話しましたように、この全体の流れの中で、私も申し上げているんですけども、20%は納税の確保だよということは常々申し上げております。今回出させていただいたその補正の中で、収入ということで、一般給付金ということで7,500万円が合計でされました。それで、歳出としては6,406万7,000円計上させていただいております。差し引きは、そこにすればわかるんですけども、1,093万3,000円になります。そして、先ほどから申し上げておりますように、この納税については、目的を持った希望者の使い方をしろということでございますので、そのほかに、そのほかというか、それ以外に公有財産購入費ということで、米の倉庫ということで500万を計上させていただいております。

ですから、これを減額、ないということであれば、1,593万3,000円の税収ということでございます。

その中の500万を今回使わせていただくということで、補正をさせていただいているというところでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

12番早坂通君、1問ですよ。2問終わってますよ。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 1つの項目で3問だよ。これ1議案で3問ということ。

○議長（金井佐則君） 1議案で3問。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） いいです。あと1つね。

そうしましたら、具体的に言うと、11ページの公有財産購入費、先ほどから話に出ております。この公有財産購入費については、さんざん執行のほうも農協の倉庫を調べたり、いろいろあらゆる角度から検討して、やっぱり米の品質を保つためにこの保管庫が必要だという結論に達したと思うんです。

そして、一部声に、ふるさと納税が長く続かないんじゃないかと、長く続かなければ無駄になっちゃうんじゃないかと、そう心配している方があるように思うんですけれども、今の現状を見ますと、先ほども言いましたように、ふるさと納税制度がさらに、要するに、納税、寄附がしやすいような制度改正がされるという状況でありますし、さらに国では、地方創生ということで今補正予算も大きく組まれ、いろんな地方創生の対策を、今国が知恵を絞って政策化しようとしているところですから、私は、基本的には、ふるさと納税は短期に終わらないと思うんです。

たとえ短期に終わったとしても、もう昔の時代と違いまして、行政も攻めの行政をしなくちゃいけないと思うんです。昔は、私が議員になったころは、本当に受けの行政でした。例えば1つ例を挙げると、耳飾り館をつくりました、お金かけて。数年して客が入らなくなりました。そしたらば、もうまともな再生策などを考えようとしていませんでしたよね。その件については、たびたび私、言うんですけれども、その一つの案として、私個人の案として、有名な女優の要らなくなった耳飾りか何か、みんなただで寄附してもらって、それを展示したらどうかなんていう案も出したんですけれども、その案に対しても何ら行政は動こうとしませんでした。ですから、昔は行政は、本当に受けの行政で、ただ国からお金をもらって、最低やることをこなしているような行政であったと私は見えています。

しかし、地方分権が進みまして、当然のことながら、機関委任事務が廃止されて、地方の業務がふえました。さらに、ここに来て少子化という問題が出てきて、限界集落、なおかつ、消滅自治体なんという言葉も出てきて、やはり今地方はそういう状態に置かれているわけなんです。ですから、私は、積極的に攻めの行政をする必要があると思います。

そういう観点から言って、先ほども言いましたが、このふるさと納税制度も、攻めの行政をする一つの、言い方はちょっと変ですけども、道具だと思うんです。これをうまく活用して、村の活性化をし、なおかつ人口減少をとめていくというふうな方向へ持っていくことが大事だと思うんです。そ

ういう観点からしても、やっぱりこの500万円のその保管倉庫、これは必要だというふうに考えるわけなんです。

それで、村長に改めての質問なんですけれども、攻めの行政をするということについて、村長もこの間、幾つかそういう行政をしてきていると思うんです。その一つは、やっぱりこの今回のふるさと納税制度、なおかつ、エネルギー対策室を課に昇格したという、それも一つの攻めの行政ですよ。そういう行政を、今まで具体的にどういうことをやってきたかということと、これからどういうことを考えているかということをちょっと話してもらいたいんですが。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今までにやってきたということは、皆さんも知っているかと思うんですけども、何しろ私は村長を担当しましてから、観光振興と、それから経済の活性化なしには村の発展はないという位置づけで、いろいろと施策を施してきたところでございます。その中で、議員さんにもいろいろとお知恵をかしていただき、そしてまた委員会等を立ち上げてその検討をし、それを実行に移すということをしてきたわけでございます。3年間、私が組んだ予算というのは3年間でございますけれども、その中でできるだけことは職員ともども一生懸命にやってきたつもりでございます。

その中で、今、非常にこのふるさと創生というのが叫ばれている中で、国から出されているもの、それから地方から出されているもの、それから村の住民から出されているものというものを精査しながら、今まで予算づけもしてきましたし、それから、それに向かって努力をしてきたわけでございます。ただ、それが成果として必ずしも100%出たわけではございません。その100%を出すために、今回、いろいろな議論の中で施していきたいというふうに思います。

そして、今回、この対応をされるに当たって、先ほど早坂議員から話されましたように、今、村では、農業の中での一大改革がなされてきているんじゃないかというふうに思います。というのは、今までは、農家の人たちがつくったものは自分で売るんだというような責任の中で、非常に農業経営、それから作物をつくるのに希望が持てなかったと私は思っています。そんな中で、今回、新たにこういう制度、それからフレッセイさん、それからJAファーマーズさんが出店する中で、この間、契約というか約束を結んだんですけれども、その中にも村民の農畜産物のコーナーを設けてくださいよと、スペースを設けてくださいよと、それと同時に情報発信のできる場所も設けてくださいよということで両事業者にお願いしましたところ、快くお引き受けをいただいたと。

それともう一つは、2年前から始めております大洗との交流事業、そしてまた東京の葛飾との事業、これも、農家の人たちも一緒に行って、自分の農産物がどんなふうにして売れるんだとか、どんな姿なら一番よく売れるんだとか、それから、お金をもうける楽しみ、損をする楽しみ、売る苦しみ、こういったものを、私は、その間、味わっていただいたというつもりでございます。

ですから、今回はそういったものを総合的に勘案して、このふるさと納税にちょうどいい事業で当

てはまるという中でその事業を拡大していきたいと、こんなふうに思って、今回もその事業について、来年度、ことしよりおいしい米を提供できるんだというような中で、こういう事案を出させていたというところでございます。

それから、先ほど議員のほうから話されましたように、この制度はすぐ終わるんじゃないかというような危惧も、私も持っています。しかし、先ほど申し上げましたように、これが一過性ではなくて、ふるさと納税制度がなくなっても、その制度改革をしながら、今回認めていただければ、この施設を活用した中で、村の農業活性化のために努力をしていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（金井佐則君） ほかには質疑ございますか。

2番 杉井保夫君。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 2番 杉井です。

11ページの公有財産購入費500万、これは米の保管庫ということで、先ほど来、村長のほうからいろいろ必要性等について答えられているのを伺っています。

昨年の11月1日にこのふるさと応援事業が、この納税が始まって、村としたら、試行錯誤をしながらここまで来ていると思うんです。12月31日には5,000万の納税ということで伺っています。それ以降また納税者がふえて、今では7,500万という段階にある。そういう中で、やはりその半分は榛東村の生産者の中に落ちているんだよと、こういう認識を私は持っています。そのとおりだと思うんですけども。

そういう中で、特に米、これについては、やはりどういう段階、どこまでいったらおいしい米がとれる、いろいろ皆さん、担当者は試行錯誤されて、今まで来て、第1回目の米、はけないんじゃないか、はけないんじゃないかと心配されて、議員の方もおったんですけども、皆はけて、第2次でまた皆さんからお米を出していただくような、こういう形になっておりますね。

そういう中で、私は、きのうも地域活性化委員の中でもいろいろ話を聞いて、もう米を集める云々じゃなくて、次のステップ、要は、どんなおいしい米をこれからつくっていったらいいのか。土壌もあるでしょう。こういうところにもう村も入っていると思うんです。そういうところまでもうステップでいっているのに、米の保管庫がないなんていうのは、これはナンセンスな話ですよ。と、私はずっと思っています。そのおいしい米を納税者にお返しする中で、保管庫というのは必需品なんです。お米はおいしい。これを皆さんにやるためには必需品だと私は思っているんです。

この私の意見に、どうですか、反対ですかね。これでいいですかね、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まさに杉井議員が言われるとおりだと私は思っております。そのつもりで今、補正をお願いしているというところでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） この試行錯誤というのは、私は、1月23日、中之条町のふるさと応援事業、これを視察、1人で、いろいろ資料をいただきながら関係係長にお伺いしてきました。中之条町については、6割、これを返納しています。1万円もらえば6,000円を返納していると、こういう意味ですね。そのうちの5,000円分は金券で返しているそうです。中之条町だけで使える金券で返しています。残りの1,000円分を、1割分を物で返しているんですね。

そういう中で、中之条町は物で返している。これは生産者が全部つくって持ってきます。お米でも野菜でも。昨年、こういうことがあったそうです。お米を埼玉県に送ったんですけれども、夏、8月です。虫がわいたと苦情が来たそうです。それとか、金券を配っているんですけれども、中之条町だけで使える金券なんですね。これを配って、そしてガソリンスタンドが、おれ、こんなの知らないよと来たらしい。要は、納税者がガソリンスタンドへ行って金券を使って、ガソリンスタンド自体が知らないわけですね、中之条町の。そんな、やはり失敗はいっぱいあるんです。それはなぜかという、うちと同じように、始まったからなんです。始まってそんなにたたないからです。

だから私は、その11月1日に始まって、今、村が試行錯誤しながらやっているのは、これはいいところはアクセル踏みましょと、悪いところはやっぱりブレーキ踏みましょという気持ちはありますけれども、何とか一生懸命、この7,500万だっけか、ちなみに中之条町は、私が行ったときは1億9,000万、1月23日、2月、2億2,000万までいっているという話を聞いています。ということで、このふるさと応援事業については、村として一生懸命やっていく、試行錯誤、ある程度の失敗はやっぱりあろうと思うんですけれども、それを乗り越えてやっぱりやっていっていただきたいと、こう私は思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 7番南千晴です。

同じく11ページの部分で、まず、15節工事請負費のふるさと応援宣伝機器工事費について、詳しくちょっとお尋ねしたいのと、米倉庫ということで、競売物件で、改装していただいて500万円ということなんですけれども、まだ競売、落札した方の名前は、きょうの午後じゃないと公表されないということになっていて、ただ、落札というか入札した金額については公表されているんですけれども、それは倉庫だけじゃなくて、何棟か、4棟分か3棟分ですか、一緒になって、事務所、倉庫、全部でその金額、約700万ぐらいですか。それに対してこの500万、倉庫だけ500万という部分が、その金額の算出根拠というか、その部分を1点お聞きしたいのと、それと北小学校の部分で、工事がちょっと、3月20日の工期が5月20日までかかるというような話だったんですけれども、このあたり、授業や登

下校等に支障がないのかどうか、確認の意味も込めて説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 南議員の質問に回答させていただきます。

まず1点目、15節の工事請負費でございます。この説明でございますように、ふるさと応援宣伝機器工事費ということでございますが、先ほど、村が積極的にそのふるさと応援事業を進めているということと、どんな実施状況であるということ踏まえて、積極的に皆さんにお知らせするというようなご指導もございました。その中で、この宣伝機器というのは、榛東村の54-2211へかけていただきますと榛東村が出まして、保留音が鳴ります。保留音で、その次の人に回るまでの間のその保留音につきまして、榛東村の応援事業のタイトルテーマというようなものを流すような仕組みを考えております。

そして、今はそういった応援宣伝機器ということで、榛東村を応援しましょうというようなことが流れるんですが、この機器というのはそもそも、もとより、例えば今月の納税は固定資産税ですとか、例えば何のイベントはいつありますとかというようなものを使える、常にこの保留音のかわりにできるというようなところでございます。今回は保留音を、榛東村の応援歌を入れて、そのさびの部分だけ流して、榛東村応援事業をやっているんだと、おいしい肉を提供しているんだというようなイメージがわくような曲を流したいというような工事になっております。主に電話機のPBXのところの小さいCD-ROMのようなものをつけるということだそうでございます。

そして、17番の公有財産購入費でございます。今、南議員おっしゃるように、全体の最低落札価格というものが提示されておまして、おっしゃるように700万円弱というところでございます。その中で500万円という圧倒的多数の金額でございますが、道路の北と南側で建物群があるんですが、道路の南側、事務所、店舗、工場のところの評価というのは大変低くなっておまして、一番その中で付加価値といいましょうか建物価値が高いのが、ご案内しているその倉庫に当たるところでございます。

その算出根拠でございますが、その中のほとんどの金額ではございますが、速度を持って進める上で、これから設計をして見積もりをして改装というような手続を踏まえますと、今、中に、保冷庫ではございますが、内装をして、コンパネを張ってという、中の廃棄物を片づけてというような積算の中から500万という数字をはじいております。

しかしながら、500万円というのは、当然ながら概算でございます。正確な数字については、起案を待って、起工を待って進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 北小学校の擁壁工事の児童等の通学路等における安全確保の関係でございまして、工事の区域につきましては、防護柵等を設置いたしまして、児童その他の子供が現場内に侵入しないように安全確保を徹底しております。

また、通学路につきましては、一部を学校長とも相談させていただき、一部変更してございますが、一応工期については3月20日ということございまして、今後の進捗状況によりまして、工期延期については考えていきたいというふうなことで考えておりますが、安全確保の面につきましては十分実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 学校のほうに関しては、安全対策をしっかりしていただければと思います。

先ほどの応援宣伝機器ということで、保留音を流すということなんですけれども、「さとふる」のサイトで以前、税の使い道という部分が、榛東村のサイト、榛東村という自治体から探すというところから入ると全部入ってきて、一番最後に使い道があって、その中に村民ニュースステーションという言葉があって、初めて聞く言葉だなと思ったので、今回それがここに該当するのかなと思っていたんですけれども、それについてもちょっと説明をいただきたいのと、先ほど倉庫のほうが高いというような話ですけれども、事業者改装してもらおうということで、先ほど委員会の中でも答弁いただいたので、500万より安くなる可能性はあるという認識なのか、もう一度お尋ねします。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 工事機器につきましては、そのニュースステーションというのは、広報を広くしておくというような意味合いでございまして、具体的な基地局、拠点をつくるというような意味に読めるとすると、若干誤解を招いているなということで、反省したいと思います。

そして、もう1点、事業者改装していただくかというところでございますが、当然、公有財産購入費でございますので、こちらが望むような形にさせていただいて購入させていただくと。

先ほど積算根拠のところでもう1点説明を加えさせていただきたいんですが、そちらで見えております防災倉庫の仕様と比較いたしまして、あれの半分程度というようなこともございまして、比較させていただくと、こちらが購入をしようとしている倉庫の外装等のほうが耐久性があるように思っております。目的によってでございますが、長く農家の方たちに米倉庫として使っていただけるようなという考え方で、その耐久性をあわせて考えておりますということ、事業者の方に改装していただくということで、当然ながら、この範囲の中でやる。そして、積算の結果、減額されることは当然であろうと思っております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど、村民ニュースステーションの文言が入っている、使い道という部分の説明、それ以外もやはり漠然とした言葉というか、読んでいてちょっと理解しづらいような内容になっているので、そこは、先ほどからずっといろんな議員が質問していますけれども、わかりやすい表現にきちんと変えていただきたいと思います。

それと、先ほどから家屋購入費のこともいろいろ出ているんですけども、その分確保したから全部それに充てるというよりは、なるべく安く、またほかにもっといろんな検証をしたり検討をしたりすることで、もっと安く済むというか、もっとほかのものに、事業に実際使えるものがふえると。ただ財源が入ってきたからそれをそのまま全部使いますよというよりは、その中でもきちんと検討して、なるべく少ない予算で最大の効果を出せるようにしていただければ、もっともっとほかの事業、いろんな政策に使えると思うんですけども、そのあたりはいかがですか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員が言う、全くそのとおりです。我々も、ここへ出すにはいろいろ精査をさせていただいております。そしてその目的についても、ちゃんとした目的を持って出させていただいております。

そんな中で、今、議員が言われるように、まだまだ精査するところがあれば、それは精査した中で、交付金でございますので、減額できるところは真摯に受けとめて進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田です。

この地域創生ふるさと応援事業、これはすばらしい事業であり、地域活性化につながる大変よい事業だと思っております。しかし、運用の面で、検討する部分が多々あるかと思います。

11ページ、6目、17節公有財産購入費500万、その説明欄の中で、家屋購入費、米等保管倉庫購入費用とあるわけですが、これについて伺います。

今までいろいろ議論されてきましたが、倉庫を持てば、それに付随した機械器具が必要となり、後々多額の投資が必要となってまいります。この事業も、一過性のもので終わってしまうのか、長年続く事業なのか、先のことはわかりません。無駄な投資にならないようにするためにも、十分な精査、検討をする必要があります。

米に関することは、当分の間、農協に事業委託をして、経過を見きわめるのが賢明な策かと思いません。農協でも対応できる人はおるわけでございます。過日、農協の役員に相談したところ、農協は、

米の検査から、米の倉庫での保管、精米、荷づくり、発送等、事業を委託していただけるのであれば引き受けてもよいと言っておるわけでございます。米に関する部分は農協に委託するのが最善の策かなと思っております。

そこで村長、農協と協議して、そのような方向でこの事業を進める考えはあるかどうか伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 前の補正を出ささせていただいて否決をされた事案もでございます。そんな中で、そのときにも岩田議員から同じような質問が出たというふうに認識しております。それから、ことあるごとに、農協の組合長や、それから阿久澤副組合長、それからこちらの係と、それから現場検証をさせていただきました。そんな中で、今、村が進めている事業の中で、農協が、それが全てが対応できるかというときになりますと、保管をするだけならできる。使ってもね。だけれども、その保管場所が非常に不適切であったり、それから、米を扱う保管場所として、持ち込みに、それはかついだり抱いたりしていけばいいんですけれども、今の人たちは、保管庫であってもやっぱり車がじかづけでなきゃならないというような事案もでございます。

それからもう一つは、農協の倉庫は政府が管理しております。その中で農協が委託されてやっているわけですから、その辺の取引というか精査も必要だというお話も聞いております。

そんな中で総合的に勘案すると、先ほども申し上げましたように、寄附金の中の目的使用というのが、今回のこの保管庫をつくって、いいお米をつくって提供してください、それから、地域の人たちもそれを使って元気を出してくださいという使い方ではないかというふうに、私はこの500万については思っております。

そんな中で、村が事業を推進する、それからまた計画にのせる前段として、やはりこれは必要じゃないかと。

それから、軌道に乗って農協に任せられるような体制になれば、これは農協にお願いすると。

それから、先ほどから申し上げましたように、この保管庫をつくった受け皿とした中で、地域創生を進める国の補助金の中で、今回要望し、それを要望するのも農協ではできません。行政でなければ対応できません。

そういった中で、今回、今、この保管庫を購入し、これからの事業創生の中で補助金の対象にしていきたいというふうに思っています。それで、そういうのが一段落して、農協さんとの話し合いで、この部分については委託してもいいですよと、委託しますよということであれば、これはまた後々のお話し合いということでございます。今現在については、農協に全てを任せるということはできない事業でございます。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 先ほど言った件なんですけど、過日、農協の役員と話し合いしましたところ、農協では政府指定倉庫があると、こういう中で、クリアしなければならない部分もあるけれども、そういうものは今鋭意研究している段階なので、もうこれは村が委託してくれればやれると、そうに申しております。

そういう中で、この先行き、事業の見えない部分もあるわけですので、無駄な投資に結果としてなったときには困るので、再度、農協とこの部分を協議して詰めていただければということ強く要望しておきます。

それと、先ほど、この競売物件の建物なんですけど、今現在、これ、評価額はどのくらいになっているのか、また、固定資産税はどのくらい課税されているのか、そういった部分も説明いただければと思います。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいま2点ありました。

1点目についてでございますけれども、農協の米の委託ということでございますが、政府指定米の買入れ価格が3,200円ということで、農協の収益を上げるのか、榛東村の農家の方の収益を上げるのか、総務産建委員会でもありましたが、その単価をどちらに設定するかと。最初は、当然ながら、私ども素人ですから、農協へ委託しようと考えまして、農協と協議をいたしました。これでは農家のお米の金額は上がらないと判断いたしまして、村で独自でするようになりました。

政府の買入れ価格というのも決定しておりますし、それを今調査研究されていると岩田議員おっしゃられましたけれども、農家にお金を払うのか、農協の収益を上げるのかと二者択一でございます。今の事業におきまして、ふるさと応援事業ということで、農家に払う方法を選ぶと行政がせざるを得なかったということでございます。

2点目につきまして、建物の固定資産税の評価額と固定資産税額についてでございますが、担当部署でございません。そういった資料の提出について公用申請をしまして、提供したいと思っております。今、手元でございません。

ということをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 税務課長はわかるの。

税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） お答えします。

倉庫の関係でございます。固定資産税の関係ですが、評価額の1.4%が税金となります。算出方法そういうことです。あと、また税務課のほうに帰りまして、また資料をなるべく早目に提供したいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 評価額はわからないわけだな。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） わからないです。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岩田議員の最初の質問の、農協の倉庫を使うあれはどうかということで、再度ということでした。農協の倉庫を、先ほども言いましたように、使えないという理由は、今回のふるさと創生事業の国の予算をこちらも当てにして、次なる事業を進めるということになります。そうなりますと、農協では、その施策がそこに、倉庫に施せないということもごさいます。そういった観点から、やはり村で確保した中での国のふるさと創生事業を進めていきたいという思いで、今回上げさせていただきました。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 先ほど中島課長の答弁の中で政府買入れ米の価格が出たんですが、これはあくまでも農協が事業委託を受けてやることであって、買入れはあくまで村の価格でやると、そういう解釈です。

それと、地域ふるさと創生応援事業も、公表できる要綱がまだ議会に提示されておられません。そういった中で事業が進んでおるわけでごさいます。要綱というのは、どの事業にあっても、公開できるようなものが原則ではないかと思ひます。開示できるような要綱を早急に作成して、今後の本事業での計画と方向性をはっきりと示した上で本事業を進めていくべきだと思ひわけですが、村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどの松井議員からもそういうお話がございしました。手探り状況で進んできたというような状況もございすけれども、指摘されます要綱についてはちゃんと出さなきゃということで、先般ご提示させていただきました。回収はさせていただきましたけれども、ちょっと委員会は忘れましたが、全員に配付をさせてもらったところでごさいます。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩する。

午後0時8分休憩

午後0時12分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

3番小山久利君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山です。

11ページの2款、1項、6目、13節委託料の微生物土壌分析委託業務32万4,000円なんですが、3万円で10検体という説明があったんですが、おいしい米をつくるには、やっぱり統一した土壌で、統一した管理で行えば、統一したお米もできるし、それなりの効果はあると思うんですが、1件の農家が、補助があれば1件でこのお金は終わってしまうんですが、統一した米をつくるのにこの額で足りるのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 小山議員のご質問に回答させていただきます。

ただいま、確かに10検体で足りるかということだったんですが、この目揃い会につきましては、2日目に米、野菜、果実というような方々においていただきましたので、この10検体の中にはブドウ農家さんも入っております。ネギ農家さんも入っております。そして、ここで万が一、そのご案内のように100万以上の微生物が発見された場合には、世界で一つのブランドシールが張れるというようなプレミアムがついております。

ここについて、小山議員おっしゃるように、10検体では大変心もとないんですが、まずは補正予算ということで、スピードを持ってアピールできるということで、こういうものを、目揃い会を通じて10検体を用意しましたということのみでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 私も2回の目揃い会に出席させていただきまして、先ほど課長から、アンケートで80何%の方が、米の倉庫が必要だという回答だったんですが、アンケートの回収した枚数、60名ぐらいの参加ということなんですが、そのアンケートを回収した人数がわかれば教えてください。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 今、小山議員の質問にお答えさせていただきます。

長岡が10名、山子田が10名、広馬場が9名、新井が8名ということで、37名でございました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） もう1点なのですが、米のことで、お礼品として返していた米が、15キロであつたり30キロであつたりばらつきがあつたんですが、この辺のお礼品として返した部分の金額的なばらつきというのがあるんですが、どのくらいの率で返したかわかるでしょうか。わかったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 小山議員の質問に回答させていただきます。

今、米の金額のばらつきということでございましたが、広報でもご案内いたしましたように、まず、私も素人ということで、農協にお願いした。農協ですと収益が農家に届かないというような判断をいたしまして、まず長野県の阿南町というところへ、お米だけで1億円の寄附をいただいたというような記事がありまして、一番近いというところで、そこへ参りました。その中で、20キロで1万円という破格の金額でお礼品を出されておりました。そうしますと、どうもその20キロで1万円なら出るんだなという判断ができましたが、できればもうちょっと下げて、収益を、利益を上げられないものかなと、納税の部分を残せないものかなということで、15キロというものを最初に設定いたしました。15キロを設定して進めておりましたが、その寄附金の流れ、どのようなものというものがいろいろなビッグデータから把握できまして、そうこうしているうちに、農協の300袋というもの、この農協の300袋というものが今度538袋になりまして、そこは500円安くなると、そういったことで、そこが1万5,000円で30キロということで、その時期時期に応じて、年末がいいのか年明けがいいのかというような判断をしながら金額を決めさせていただいております。

米については、還元率50%ということではなくて、米はあくまでも農家の支援ということで、手残りがある程度ということ。長野県の阿南町を例に挙げますと、25年度が1億6,000万円で、米にかかる費用が1億5,000万円だったというようなことがあります。これが見本として、手本としてやってまいりましたけれども、それよりか多く残るということがわかっております。ですので、小山議員おっしゃるように、米の単価が15キロで1万円のものがございます。そして、30キロで1万5,000円のものがございます。金芽米にあつては20キロで1万5,000円を出しております。そして、金芽米にあつては10キロで1万円で、寄附金のお礼をそれ以上ということでしております。そのような範囲の中で判断させていただいております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、修正案提出者の提案説明を求めます。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田です。修正動議の説明を行います。

議案第1号 平成26年度一般会計補正予算に対する修正案。

議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中「34,432千円」を「29,432千円」に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入。

18款寄付金、1項寄付金2,464万円。

歳入合計59億1,363万7,000円。

歳出。

2款総務費、1項総務管理費2,264万2,000円。

歳出合計59億1,363万7,000円。

続いて、修正案の提案理由の説明を申し上げます。

地域創生ふるさと応援事業は、榛東村に寄附をしてくださった多くの方々の思いに沿った使い方を
して、その事業に生かされれば、村の活性化につながる、大変効果のある事業であると理解しています。

しかし、この事業が現状のままで永年継続して行うことができるのか、十分精査して見きわめる必
要があります。

配付しました歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

まず、6ページ、歳入部分で一般寄付金が2,464万円、そして、8ページの6目企画費に地域創生
ふるさと応援事業の歳出が、補正額2,264万2,000円です。今回は、9ページ、家屋購入費500万円を
歳入歳出から減額する修正案です。

まず、17節の公有財産購入費の説明欄、家屋購入費、米等保管購入費が500万円計上されてお
ります。11月の臨時会においても、この事業で農協に委託できるのであれば購入する必要がないとい
った内容で、減額修正案が可決されております。

農協の幹部役員に相談したところ、農協は、米の検査、米の倉庫での保管、精米、荷づくり、発
送等、事業を委託していただけるのであれば引き受けられると言っております。米に関する部分
は、農協に委託するのが最善の策と思います。

また、出荷調整作業する場所については、検討すればあると思います。

倉庫を持てば、それなりに、それに付随した機械器具、維持管理、人件費等も必要となり、多
額の投資が必要となります。事業の先はまだわからない部分があり、無駄な投資とならないよう
に十分精査、検討すべきと考えます。

今回の補正は、11月の臨時会の修正案可決を理解していない内容であり、いま一度検討した上
で予

算計上をしていただきたい。

以上のことから、提出の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

修正案に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

修正動議の部分からの討論を行います。

最初に、修正案に反対者の討論を許可します。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） それでは、議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算に対する修正案の反対討論を行います。

米の品質管理をして、寄附者に失礼のないようにするために、保管庫の確保は必須であり、さらに財源については、地域創生事業で10割の補助金が出るということであるので、保管庫はつくるべきであると考え、修正案には反対をいたします。

○議長（金井佐則君） 次に、修正案の賛成者の討論を許可します。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 4番山口です。修正案に賛成の討論を行います。

地域創生ふるさと応援事業は、プラスの面と、またマイナスの面があることは、ご承知のとおりでございます。プラスの面は、リアルタイムで納税者の額が把握できるというところはわかっております。しかしながら、現在、榛東村から他のふるさとへ応援しているそのお金に関しては、この26年度に関しては、確定申告が行われないとまずわからないと考えます。また、この事業が、いろいろな協議の中でも、一過性に終わるのではないかという、そういう心配もございます。

村は、この事業をスタートしてから既に3カ月余りが経過をしておりますが、米倉庫の購入に対し、私は、この時点で購入することは時期尚早かなと、そのように考え、修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございますか。

2番松井保夫君。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） この修正案に反対をします。

理由につきましては、ふるさと応援事業も、昨年の11月1日に始まって、やっと軌道に乗ってきている。そういう中で、この倉庫をつくることによって、生産者の元気、地域の人たちの元気、そして、村の担当する職員の皆さんの元気、これが出てくるわけです。それを損なう、この倉庫をゼロにすることによって、やらないことによって、その出てきた元気を損ないますので、私は、この修正動議については反対をいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございますか。

3番小山久利君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山です。修正案に賛成討論を行います。

米の保管倉庫は、11月の臨時会で申したように、村が購入するのではなく、農協に委託すればできる事業だと思います。村が倉庫に予定している場所は、村の端でもあり、高齢の方が多いい米農家が重い米をそこまで運搬したりすることも大変な場所です。また、農協に委託すれば、現状の施設で対応でき、倉庫を購入する必要もありません。

ふるさと納税制度の多くの自治体が知恵を出し合っている中、今の現状がいつまで続くかもわからない状態で、村の産業構造別就業者数の推移を見ても、第1次産業は緩やかな右肩下がりとなっている現在、農家の高齢化も見られます。そんな中、27年度産のふるさと納税に対するお米の予約販売ということで、現物がない状況の中で取引が行われているさなか、3月の定例でも6月の定例でも、倉庫に関してはまだ十分検討できると思います。

その中で、直ちに倉庫を購入するというにはならないかと思しますので、この修正動議に賛成します。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、修正案に対する討論を終結いたします。

これより修正案に対する採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 賛成5名。反対5名。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）修正案については、議長は否決と裁決

します。

よって、修正案は否決されました。

続きまして、原案について討論を行います。

最初に、原案の反対者の討論を許可します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 次に、原案の賛成者の討論を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 賛成5名。反対5名。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対し裁決します。

議案第1号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第10号）については、議長は可決と裁決いたします。

よって、本案は可決されました。



◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で本日付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じたいと思います。

平成27年第1回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後0時33分閉会